

令和7年度多可町外国語指導助手派遣業務仕様書

1. 趣旨・目的

多可町内の幼児・児童・生徒の発達段階に応じた英語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、生きた英語を提供し、外国文化・生活に触れることで外国語に慣れ親しむとともに、コミュニケーション意欲や学習意欲を向上させることを目的として、外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣する。

2. 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3. 業務内容

派遣元は、教育委員会、学校長、教頭、教員の指示のもと、学校及び社会教育施設にALTを派遣し、次の業務を履行する。

- (1) 外国語授業、外国語活動、国際理解教育における英語指導及び英語指導の補助業務
- (2) 授業で使用する教材の作成補助及び提供
- (3) 教員等に対する英語学習に関する研修及び指導補助
- (4) 多可町の主催する国際理解教育を目的として幼児・児童・生徒対象イベントにおける指導
- (5) 多可町立学校の主催する英語、外国語活動、国際理解教育に係る行事や、文化祭、体育祭等学校行事における児童生徒との交流、指導補助
- (6) その他多可町教育委員会の主催する会議・研修会への参加、指導補助
- (7) 上記に加え、事業の円滑な遂行のために派遣先が必要と認める業務

3. ALTの派遣場所

(1) 令和7年度

多可町内の小学校5校、中学校3校及び5歳児教室等多可町教育委員会が指定する場所

(2) 令和8年度・9年度

多可町内の小学校5校、中学校1校及び5歳児教室等多可町教育委員会が指定する場所

①小学校（5校）

多可町中区森本152-1	多可町立中町南小学校
多可町中区鍛冶屋434	多可町立中町北小学校
多可町加美区熊野部835	多可町立松井小学校
多可町加美区市原59	多可町立杉原谷小学校
多可町八千代区中野間1137	多可町立八千代小学校

②中学校

・令和7年度（3校）

多可町中区奥中588	多可町立中町中学校
多可町加美区豊部300	多可町立加美中学校
多可町八千代区中野間680	多可町立八千代中学校

・令和8年度・9年度（1校）

多可町中区岸上	多可町立多可中学校
---------	-----------

4. A L Tの派遣人数

- (1) 令和7年度 3名
I：中学校・小学校 II：中学校・小学校 III：中学校・小学校
 - (2) 令和8年度・9年度 2名
I：中学校 II：小学校
- ※配置予定校は変更する可能性がある。

5. A L Tの派遣日時

- (1) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日まで（学校の休業日を除く）とする。
※ただし、学校行事等の都合により、土・日・祝日に出勤を命ずることもある。その場合は勤務日の振替で対応すること。
- (2) 勤務時間は、原則7時間とする（休憩時間を除く）。
- (3) 休憩時間は1日あたり1時間を超えない範囲で設ける。
- (4) 原則として、夏期休業日、冬季休業日、年度末休業日には勤務しない。ただし、研修会等事前に双方の合意がある場合は、派遣日とすることができる。
- (5) 最大派遣日数は年間45週とする。
- (6) 各学校における派遣日、派遣時間は、派遣先と派遣元との調整のうえ、派遣元から派遣先に通知される。また、派遣先は派遣元に依頼して、予定した派遣日及び派遣時間を変更することができる。

6. A L Tの条件

配置するA L Tは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母国語とする者または同等の能力を有する者。
- (2) 4年生大学を卒業または同等以上の学歴がある者。
- (3) 就労に適したビザを所有している者。
- (4) 心身ともに健康であり、通年勤務できる者。
- (5) 多可町の必要とする水準の指導技術を持っている者。
- (6) 児童生徒と積極的に関わり、英語の指導に熱意のある者。
- (7) 簡単な日本語が理解でき、日常会話程度の日本語能力を有する者または日本語でのコミュニケーションに積極的に関わる意欲のある者。

7. 派遣に係る遵守事項

派遣元は、派遣業務の円滑な遂行を行うために、A L Tの職務に係る一切の業務に誠意を持って遂行し次の事項を遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けている、又は、特定労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出する。
- (2) A L Tが計画通り就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。

- (3) A L Tの指導力や児童生徒、教員、教育委員会等との関係、日本語会話能力において、教育委員会または学校長が適宜指示を加える場合がある。なお、指示を加えても改善の見込みがない場合は、派遣元は、新たなA L Tを派遣しなければならない。変更にもなう経費の負担については派遣元の負担とする。
- (4) A L Tに対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、園児・児童・生徒へのセクシュアルハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。

8. その他

- (1) 法律に基づく保険等の雇用者義務、派遣業務中の保険適用、A L Tの手当金、学校園等に赴く交通費等は、契約金額に含まれるものとする。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、派遣元と派遣先で協議の上、決定する。